



平泉町

農業
未経験
-

見学
体験
-

研修
支援制度
あり

就農資金
制度
-

住宅情報
提供
-

住宅費用
支援
あり

求人情報
紹介
-

◆ 就農受入れ支援内容

事業主体	平泉町
対象者・支援内容	<p>平泉町新規就農者支援事業</p> <p>1 対象者 次の要件をすべて満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に住所を有する18歳以上60歳以下の方で、新たに就農する方(町外の方は平泉町に住所を移していただきます) ・ 受入農業経営体等で月8日以上研修を受け、研修期間が6カ月以上の方(外部研修を含む) ・ 事業終了後、引き続き町内に居住し2年以上就農できる方 ・ 平泉町担い手育成総合支援協議会で認定を受けた方 <p>2 支援内容 平泉町の農業を担う方の育成・確保とその定住の促進を図るため、町内において新規就農を目指す方に対して、研修費及び居住費等について支援します。</p> <p>(1) 新規就農者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 支援期間 : 2年以内 イ 研修支援金 : 月額50,000円(定額) ウ 居住費支援金 : 家賃の1/2以内(ただし上限20,000円) <p>(2) 受入農業経営体</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修受入支援金 : 月額30,000円(受入研修生1人当たり)
問合せ先	〒029-4192 西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2 平泉町農林振興課 TEL 0191-46-5564(直通) FAX 0191-46-3080

◆ 管内の農業事情等

農業振興方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ “世界遺産のまち・平泉”のネームバリューを活かし、農業と観光の連携による地域活性化を目指します。 ○ 6次産業を含めた先進的な農業経営を行っている農業団体に対し、農産加工品の販売ルートの開拓や経営指導、パッケージ研修など効果的な支援を行っていきます。 ○ 民泊推進プロジェクト事業を進め、今後は受け入れ農家の参加拡大を図っていきます。 ○ 農村の過疎化や高齢化を背景に農業後継者不足が深刻化してきていることから、新たな農業の担い手づくり対策として、就農相談や研修制度、農業経営などの必要なサポートを行っていきます。 															
重点推進作物	水稲、肉用牛、りんご、野菜															
作付・飼養・販売額の状況(平成30年度)	(単位:ha、t)															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">作物</th> <th style="width: 20%;">水稲</th> <th style="width: 20%;">きゅうり</th> <th style="width: 20%;">なす</th> <th style="width: 25%;">トマト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作付面積</td> <td style="text-align: center;">674</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>収穫量</td> <td style="text-align: center;">3,420</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">63</td> </tr> </tbody> </table>	作物	水稲	きゅうり	なす	トマト	作付面積	674	2	3	2	収穫量	3,420	53	62	63
作物	水稲	きゅうり	なす	トマト												
作付面積	674	2	3	2												
収穫量	3,420	53	62	63												
	(平成29年農林水産関係市町村別統計)															
主な学校等教育施設	小学校 2校、中学校 1校、幼稚園 1 保育所 2、公民館、図書館、体育館ほか															
主な医療機関	個人開業医 3(内科・歯科)															